

シリーズ マイナンバー 制度 Vol.5

企画課政策推進係
☎0824-73-1112

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘などにご注意ください!

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や、個人情報取得を行おうとする電話や手紙などに関する情報が寄せられています。

本市でも、不正に通知カードの写しを送付させようとする不正行為の相談が寄せられました。

注意1 市役所が通知カードの写しを郵送で求めることはありません。マイナンバーが記載されたカードや書類を提出する場合は、相手方や利用目的を確認しましょう。

※マイナンバーを確認する場合は、本人に利用目的を知らせることが法律で義務付けられています。

注意2 国や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりするこ

とはありません。ATMの操作をお願いすることもありません。

注意3 マイナンバーの関連であることかたつた電子メールが送られてきた場合、自分の勤務先など送付者が明らかなものを除き、安易に開封しないよう注意してください。

注意4 マイナンバーは、「通知カード個人番号カード交付申請書 在中」「転送不要」と赤字で書かれた封筒に入って、簡易書留で各世帯に郵送されます。普通郵便でポストに入っていることはありません。

また、配達員が代金を請求したり、口座番号などの情報を聞いたりすることはありません。

注意5 「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の口です。人をだまして、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。

なお、だまされて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありません。

○マイナンバー制度に関する問い合わせ・出前トークの申し込み

企画課政策推進係

☎0824・73・1112

○通知カードの受領に関する問い合わせ
市民生活課市民生活係

☎0824・73・1154

各支所市民生活室

○消費者ホットライン

「局番なしの188」へ

安心・安全な毎日のために

庄原消防署 ☎0824・72・9911
東城消防署 ☎08477・2・4411

年末年始の病気や事故をなくそう!

師走となり、何かと慌しくなるこの時季は、救急車の出勤が一年で最も多くなります。

病気や事故を未然に防ぎ、健康で明るい新年を迎えましょう。

「感染症を予防しましょう。」

冬になると、インフルエンザやノロウイルスなどが流行するため、感染予防に対する取り組みが非常に重要です。

◆インフルエンザの予防策

- ①外出の際、マスクを着用する。
- ②外出先から帰ったら、まず手洗いを徹底する。アルコール消毒が有効。
- ③十分な休養とバランスの良い食事をとることも予防策のひとつ。

◆ノロウイルスの予防策

- ①食事前、トイレ後、調理前後は、手を石けんでよく洗う。
- ②調理器具や食器などの消毒は次亜塩素酸ナトリウム（家庭用漂白剤）が有効です。85度以上の熱湯で、1分以上加熱することでも消毒できます。
- ③感染者の嘔吐物や便には直接触れない。

い。処理する時はマスクと手袋をしかり着用し、家庭用漂白剤を使って消毒する。

「入浴事故に注意しましょう。」

暖かい部屋から冷えた浴室に移動した時や、冷えた浴室で熱いお湯の浴槽に浸かった時など、大きな温度変化により心臓や血管に負担がかかり、脳卒中や心臓発作などが発生しやすくなります。

◆入浴事故の予防策

- ①脱衣所や浴室を暖め、お湯との温度差を少なくする。
- ②高温での入浴や長湯を避ける。
- ③血圧降下剤は入浴の直前、直後に服用しない。
- ④高齢者の入浴時には、家族が時々声をかけたり、様子を見に行ったりする。

平成27年度
全国統一防火標語

『無防備な
心に火災が
かくれんぼ』

